

半田市耐震改修促進計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本市における公共及び民間の住宅及び特定建築物を含む建築物について、耐震改修の目標及び施策、建築物所有者への啓発活動等を示す耐震改修促進計画を策定するため、半田市耐震改修促進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 耐震診断・改修の目標設定に関すること。
- (2) 耐震性の向上に関する建築物所有者への啓発活動に関すること。
- (3) その他耐震改修促進計画の策定に関し必要なこと。

(組 織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は建設部長を、副委員長は建築課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、策定委員会を統轄する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を策定委員会に出席させて説明を求め、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(策定部会の設置)

第6条 策定委員会に、その所掌事項に関する基本的事項の整理検討をさせるため、半田市耐震改修促進計画策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

- 2 策定部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、建築課主幹を、部会員は別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 策定部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を策定部会に出席させて説明を求め、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(庶 務)

第7条 策定委員会及び策定部会の庶務は、建設部建築課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月20日から施行する。

別表第1(第3条関係)

企画課長、防災交通課長、都市計画課長、土木課長、建築課長、消防本部総務課長 (計6名)
--

別表第2(第6条関係)

企画課より1名、防災交通課より1名、都市計画課より1名、土木課より1名、 建築課より2名、消防本部総務課より1名 (計7名)
--